

前橋市公共交通再編PR業務委託事業に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市公共交通再編PR業務委託事業の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

前橋市交通政策課では、前橋市公共交通計画、利便増進計画を策定し、市内公共交通ネットワークの再編事業を実施しています。本事業では、再編事業のうち、令和3年10月1日から提供を開始した「Ma eMa a S」や「委託路線バスの路線変更」、令和4年4月1日から実施予定の「本町ラインの等間隔運行」や、今後導入予定の地域連携型ICカードなどを中心に、市民及び利用者に対して「効果的」で「わかりやすい」周知を行うことを目的とします。

2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 前橋市公共交通再編PR業務
- (2) 業務内容 「前橋市公共交通再編PR業務委託仕様書」のとおり

3 予算額

3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を予算の上限額とします。
※金額は企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

4 契約期間・履行期間(予定)

令和3年12月10日から令和4年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。なお、複数事業者による共同提案は認めません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和2・3年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：イベント・企画、小分類：デザイン」又は「大分類：イベント、小分類：ホームページ制作」又は「大分類：その他のイベント・企画・デザイン・制作」が含まれていること。

- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和3年11月12日（金）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和3年11月12日（金）
質問書受付期間	令和3年11月12日（金） ～令和3年11月19日（金）正午まで
質問書への回答期限	令和3年11月22日（月）
提出書類受付期限	令和3年11月26日（金）午後5時必着
審査	令和3年11月30日（火）
審査結果通知書の発送	令和3年12月 3日（金）
契約締結、業務開始（予定）	令和3年12月10日（月）

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和3年11月12日（金）から 令和3年11月19日（金）正午まで
質問様式	別紙質問書様式
提出方法	FAX又はメールで提出してください。
提出先	要領中13番に明記
回答方法	11月22日（月）までに応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、前橋市ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 企画提案書について

- ① 受付期間 令和3年11月12日（金）から令和3年11月26日（金）
午後5時必着

- ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
- ③ 提出書類 それぞれ正本1部、副本5部を提出してください。

- ア 公募型プロポーザル応募申請書（様式第1号）
- イ 業務実施体制申告書（様式第2号）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 登記事項証明書
- オ 会社の概要が分かるパンフレット等
- カ 直近の決算3年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- キ 類似事業の業務実績が分かるもの
- ク 企画提案書

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をしてください。（以下の物を除く）

※企画提案書内または別資料として、制作予定品（一部でも可）のイメージ画像や、制作予定品に似たイメージの既存の制作物を提出してください。

- ケ 見積書（金額の内訳も記載してください）

ただし、提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（2）提出書類の取り扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

- ② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

- ③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

- ④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

- ⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

（3）辞退の場合

プロポーザルへの応募申請後に参加を辞退する場合には、11月29日（月）午後5時までに、辞退届（様式5号）を提出してください。

9 審査

提出された書類に基づき、企画提案に関する審査を行います。その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 審査

① 日時 令和3年11月30日（火）

提出された書類を基に、優先交渉権者を選出します。

② 審査項目

審査項目		審査基準	配点(点)
概要 ・ 実績	会社の安定度	事業者の財務状況	5
	業務の受託実績	事業者の類似業務受託実績	10
	地域精通度	事業者の所在地	5
業務全般	業務実施方針	業務目標や業務内容を理解しているか	10
	業務見通し	業務スケジュールは実現可能で具体的に示されているか	5
内容 ・ 企画力	コンテンツ	PRしたいコンテンツが含まれているか	5
	ターゲット	ターゲットに即した内容になっているか	20
	構成	構成は見やすく、訴求力の高いものか	20
	企画	一方的な情報提供のみではなく、興味を引くような企画が含まれているか	20
	わかりやすさ	わかりやすい内容になっているか	20
	継続性	来年度以降の継続的な情報発信を見据えているか	10
事業費	配布計画	実現可能で具体的に示されているか (広報まえばしを利用した、毎戸配布は必須とする)	10
	見積額	—	5
合計			145

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、市職員で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 審査条件

次に該当する応募は失格とします。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ④ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ⑤ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑥ その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）して選定する。
- ② 契約候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和3年12月3日（金）に、すべての提案者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。

(6) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 契約保証金 無

11 特記事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びに契約書の作成及び提出に係る費用は、全て応募する事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルの内容に係る情報の公開が求められた場合は、前橋市情報公開条例に基づき行うものとします。
- (3) 提出された提案企画書等は返却せず、本プロポーザル以外の目的では使用しません。
- (4) 応募する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用してはいけません。

12 別添資料等

- (1) 前橋市公共交通再編PR業務プロポーザル実施要領
- (2) 前橋市公共交通再編PR業務委託仕様書
- (2) 提出書類一覧
- (3) 公募型プロポーザル応募申請書（様式第1号）
- (4) 業務実施体制申告書（様式第2号）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 質問票（様式第4号）
- (7) 辞退届（様式第5号）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 未来創造部 交通政策課 地域交通推進室

担当 浅香

電話番号 027-898-5939

FAX 027-224-3003

Email koutsuu-seisaku@city.maebashi.gunma.jp